

公募型コンペティション方式により弁当供給業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 2 月 20 日

鳥取県鳥取警察署長 笠田 孝二



1 業務の概要

(1) 業務名 鳥取警察署留置施設被留置者給食弁当供給業務

(2) 業務内容

鳥取警察署に身体を拘束されている者の食料（以下「弁当」という。）を年間を通じて安全で確実に供給するものとする。

なお、詳細は鳥取警察署留置施設被留置者給食弁当供給業務に係る公募型コンペティション提案説明書（以下「コンペ提案説明書」という。）及び仕様書による。

(3) 契約期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 弁当 1 食当たりの単価 418 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(5) 年間予定数量 15,900 食

2 参加資格

この公募型コンペティションに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「食品類の食料品」に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から提案書提出期限までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取市内に本店、支店、営業所等を有していること。

3 提案書の評価

提案書の評価は、鳥取警察署留置施設被留置者給食弁当供給業務提案書審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、コンペ提案説明書で定める評価項目ごとに、別に定める評価基準、評価方法に基づき、各委員が採点を行う。

4 最優秀提案者の決定方法

審査委員会における評価に基づき、合計得点が最も高かった者を最優秀提案者として選定する。また、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

5 手続き等

(1) 契約担当部局（提案書等の提出先及び問合せ先）

〒680-0911 鳥取市千代水三丁目 100 番地

鳥取県鳥取警察署会計課

電話 0857-32-0110（代）

(2) コンペ提案説明書等の交付方法

コンペ提案説明書その他の資料は、令和 7 年 2 月 20 日（木）から同月 28 日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に（1）の場所で交付する。

(3) 提案書の提出

ア 提出方法及び提出先

本件業務に係る提案書の提出を希望する者は、コンペ提案説明書に基づき、提案書を作成し（1）の場所に持参又は送付すること。

イ 提出期間

令和 7 年 2 月 20 日（木）から同年 3 月 17 日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

なお、送付による場合は、令和 7 年 3 月 17 日午後 5 時までに到着したものに限り受け付ける。

6 最優秀提案者への通知

(1) 最優秀提案者を選定したときは、その結果をすべての提案者に通知する。

(2) 通知の内容は、審査委員会が必要と認める事項とする。

7 契約の締結

(1) 契約の相手方

4 により最優秀提案者として選定した者と契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として弁当 1 食当たりの単価に年間予定数量を乗じた金額の 100 分の 10

以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の担保に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 その他

- (1) 2 の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。
- (2) 契約の相手方が次のいずれかに該当するかどうかを調査する場合がある。また、契約の相手方が次のいずれかに該当するときは、契約を解除できる旨契約書に記載することとする。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等（法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、搬入、その他業務を下請等させること。
- (3) この公募型コンペティションへの参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提案者から提出された書類等は返却しない。
- (5) 提出書類は、鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）第 9 条第 2 項各号に掲げる情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、提案者に無断でこの公募型コンペティション以外の用途には使用しない。
- (6) 詳細は、コンペ提案説明書による。
- (7) この業務に係る予算が鳥取県議会令和 7 年 2 月定例会において成立しなかった場合は、契約しないものとする。